

上田市・千曲市広域シェアサイクル社会実験支援業務 業務委託仕様書（案）

1. 事業の目的

本業務は、しなの鉄道線沿線地域（長野～軽井沢間）の回遊性向上や長野県ゼロカーボン戦略の実現に向けて、「しなの鉄道線（別所線）＋シェアサイクル」を軸とした新しいモビリティのあり方や公民連携による事業化の方向性について検討し、本格導入の可能性や課題を明らかにすることを目的とする。

2. 事業の概要

デジタル技術を駆使して利用できるシェアサイクルシステムを構築・導入し、本県、上田市及び千曲市が指定する複数箇所に自転車やサイクルポートを配置（自転車 90 台以上、サイクルポート 20 箇所以上）する。また、そのシステムを活用して実施する社会実験を支援し、効果検証を行う。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 10 日まで

4. 基本的事項

- (1) 本仕様書及びプロポーザルにて提案のあった内容はすべて満たすものとし、同等以上の内容とすること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議することとする。また、疑義及び本仕様書によりがたい事由が生じた場合も同様とする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報等の外部漏洩、転用等を行わないこと。
- (4) 受託者の責に帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えた場合、乙がその損害を賠償すること。

5. 自転車について

- (1) 電動アシスト付き自転車であること。台数は 90 台以上とし、上田市及び千曲市にそれぞれ 45 台以上を配置すること。
- (2) 自転車の貸出・返却処理のためのアタッチメントを各車両に搭載していること。またアタッチメントおよびサークル錠は下記の要件をすべて満たすこと。
 - ①アタッチメントは、ICカードやQRコード等で開錠操作ができること。
 - ②アタッチメントあるいはサークル錠の故障時に、分離して対応できる構造とすること。

- (3) 自転車の位置情報が把握できる機能（GPS）を搭載していること。
- (4) 米式バルブのチューブを有しているタイヤサイズ 20 インチの自転車とすること。
- (5) 自転車には両立スタンドおよび樹脂バスケットを有すること。
- (6) 車種や車体カラーを統一すること。
- (7) 後輪ドレスガード、ライト、変速機を有すること。

6. サイクルポートについて

- (1) 本県、上田市及び千曲市が指定する候補地 20 箇所以上を基本とし、利便性と収益性の向上のため、受託者の責任をもって、候補地以外の民有地にポートを設置することも可とする。その設置及び撤去については本県、上田市及び千曲市の事前承諾を必要とすること。
- (2) サイクルポートは、設置場所に応じ、関係法令や施設管理者の指示に適合したものとすること。また、大規模な掘削等を必要とせずに設置できるものとすること。
- (3) サイクルポートは、後述するシステムに対応し、通信機やその他必要な機器類を完備すること。
- (4) サイクルポートには、利用者にとって目印となるような案内看板等を設置するものとし、ポート全体が安全性、耐久性、デザイン性に富んだものとすること。また、サイクルポートの範囲の明示方法についても考慮すること。
- (5) サイクルポート及び各自転車には、利用方法や問い合わせ先等を記載したものを添付し、利用者が利用時に迷わないよう工夫を施すこと。
- (6) サイクルポート候補地について、施設の利用者に対して支障が生じる場合や、当該施設の運営に支障が生じる場合には、使用の中止を命ずることがある。また、当該施設において工事やイベント等の開催を理由として一時的にポートを撤去する必要性が生じた場合には、事前に本県、上田市及び千曲市と受託者で協議を行うものとすること。

7. シェアサイクルシステムについて

- (1) システムは、無人で自転車の貸出・返却ができるものとし、自転車に取り付けられた車載器と連動して施錠・解錠ができるものとする。また、どのサイクルポートでも貸出・返却を可能とすること。
- (2) 貸出・返却の際には複雑な操作を必要とせず、スマートフォン等を活用して簡易に行えるものとする。
- (3) 原則英語に対応し、外国人利用者においても利用しやすいものとする。
- (4) 契約期間中におけるシステムの動作保証を行うこと。
- (5) 盗難防止などの観点から、利用者の個人認証を行えるものとする。
- (6) クレジットカードや現金等の多様な料金決済に対応すること。
- (7) 交通系 IC カード等を自転車の開錠に活用できることが望ましい。

- (8) 自転車の位置情報や電池残量が管理者のパソコン等（WEB経由）で把握できるものとする。また、各サイクルポートにおける自転車の台数についても把握できるものとする。
- (9) 利用案内や貸出予約等が可能なスマートフォンアプリを準備すること。
- (10) 本社会実験の結果、令和5年度以降も継続して実施することとなった場合、ユーザー情報を引き継げるシステムとすること。
- (11) 他の公共交通との連携や一体的な利用を図るため、多様なアプリケーションからも利用できる汎用的なAPIを有すること。

8. 利用料金・料金収入の取り扱いについて

- (1) 利用料金については、30分110円、以降30分ごとに110円を想定するが、受託者からの提案を受け、本市と協議の上決定することとする。なお、1日利用や半日利用などの料金パターンについても想定すること。
- (2) 利用料金については受託者において収受し、料金収入は上田市及び千曲市の利用実績に応じて本県が指定する口座に振り込むこと。

9. 管理運営について

- (1) 有人窓口の設置や自転車の再配置作業（偏在を解消する作業）、広報・周知活動などの管理運営業務全般については、上田市及び千曲市が別途契約する事業者と連携して実施すること。なお、その際は管理運営に係る情報伝達、情報共有を十分に行い、緊密な連携体制の構築を図ること。
- (2) シェアサイクルの利用時間は24時間、社会実験期間中は無休を基本とすること。ただし、利用者に対して支障が生じる場合や運営に支障が生じる場合、本県、上田市及び千曲市と協議の上、全体もしくはサイクルポートを指定して使用を中止できるものとする。また、メンテナンスによる場合も同様とする。
- (3) ホームページやアプリ等により、シェアサイクルの利用促進や安全利用に向けた広報・周知活動を行うこと。また、随時ホームページやアプリの内容を更新すること。
- (4) システム、ホームページ、アプリの不具合対応やバージョンアップに係る費用はすべて受託者の負担とすること。
- (5) システム、ホームページ、アプリについて、不具合や障害等が見受けられる場合、速やかに本県、上田市及び千曲市の担当者に連絡し、障害箇所の特定や影響範囲の調査を行うこと。その後、収集した障害情報を基に原因を分析し、本県、上田市及び千曲市との調整を行ったうえで速やかに対応を行うこと。なお、本県、上田市及び千曲市から障害等の連絡を受けた場合も同様とする。
- (6) 本県、上田市及び千曲市からの様々な問い合わせに対応する窓口を設置し、平日9時から17時までの間、常に電話、メール、FAXによる対応ができる体制とすること。

ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (7) システム等の障害があった場合は、障害の原因、影響範囲、対応方法等を対応後もしくは対応中に取りまとめ、速やかに障害報告書として本県、上田市及び千曲市に提出すること。
- (8) 自転車やサイクルポートの軽微な修繕が必要な場合は、受託者にて対応すること。
- (9) 利用者を補償するために必要な保険についても受託者が契約・加入すること。
- (10) 利用者には利用規約を明示し、適切な利用及び規約の遵守を促すこと。なお、規約内容については本県、上田市及び千曲市と協議の上決定すること。

10. 利用状況報告・効果検証について

- (1) 社会実験期間中、毎月の利用者数や利用回数、サイクルポート間の移動状況等を記録した「利用状況報告書」を作成し、翌月 10 日までに本県、上田市及び千曲市に提出すること。
- (2) 利用者アンケート調査を実施し、利用者の属性やシェアサイクルサービスの満足度、良い点や改善が必要な点、利用料金に対する意向等を把握・整理すること。
- (3) 自転車に搭載したGPSを用いて、位置情報を蓄積するとともに、利用者の移動経路や滞留場所の調査・分析を行うこと。
- (4) 社会実験終了後、期間中の利用状況や収支状況をはじめ、多面的な効果や本格導入に向けた課題・改善策等を整理し、「業務報告書」として本県、上田市及び千曲市に提出すること。

11. その他

- (1) 運用開始後、利用状況や利用者からの意見をもとに改善すべきことがあれば、本県、上田市及び千曲市と改善に向けた協議を行うこと。
- (2) 本仕様書の内容以外にも利用者の利便性、運用負担の軽減につながるものがあれば提案すること。
- (3) 本事業を活用し、受託者が利用料金収入以外に広告収入やその他収入を確保することについては、本事業の目的を達成するために必要な範囲で認めるものとする。